

一般特恵関税制度 (GSP) と NICs

平 川 均

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| はじめに | Ⅲ 80年代の一般特恵関税制度：「卒業条項」と NICs |
| I 一般特恵関税制度 (GSP) の成立と発展 | おわりに |
| II 主要国の一般特恵関税制度 (GSP) と NICs | |

はじめに

1987年夏、ジュネーブでは第7回国連貿易開発会議 (UNCTAD) が開かれていた。ところが、新聞紙上に稀に関連記事を目に過ぎない。1960~70年代の UNCTAD に注がれた関心を想起するとき、隔世の感を拭えない。UNCTAD の場で対等に、激しくぶつけ合された議論や交渉は、今日、累積債務問題や第一次産品問題などとして取り上げられることはあっても、貧しい南と豊かな北との激しい攻めぎ合いの構図の中では語られない。80年代に入って、南側の発展のための最高の到達点とされた新国際経済秩序 (NIEO) の理念の風化が叫ばれていたが、それらはもはや過去の歴史の一角に追いやられ、記憶の世界に移行しはじめているかのようである。

他方、2つの石油危機とその後の世界不況下において、順調に輸出を伸ばし成長を維持した NICs (新興工業国) は、いよいよ先進国の主要なパートナーとして熱い眼差しが注がれている。先進国市場に本質的に依存する輸出主導型の成長を続ける NICs は、これまた先進国市場に依存する膨大なオイルマネーで潤った OPEC と共に、結局、南側の等質性を破壊し内部崩壊を導いた主役であったといってよい。南側の団結と NICs の成長とは鋭い対立的側面が認められるのである¹⁾。

だが、現時点に立って改めて NICs の成長を論じようとするとき、そこには南北問題の政治力学が色濃く反映されていることに気づかされる。なによりも石油危機後の世界不況の下で

1) 本山美彦『国際金融と第三世界』三嶺書房、1987年、154、151ページ。なお、NICs の発展と南北問題の枠組みを結びつけて論じた成果に、柳田侃「新興工業国の経済発展と新国際経済秩序」(大阪市立大学経済研究所所報、奥村茂次・山崎春成編『現代世界経済と新興工業国』東京大学出版会、1983年所収)がある。ちなみに、本稿の問題意識は、柳田氏のそれと共有するところが大きい。ただし、柳田氏が、NIEO (新国際経済秩序) の進展の、NICs の主体性の確立・堅持にもった側面を強調し、むしろ NIEO の枠組みと NICs の発展を調和的に捉えようとするのに対し、本稿は、南北問題の枠組みの中での NICs の発展を強調しつつも、その成果の NICs による専有的側面に注目している。

NICs が先進国への輸出を順調に維持した事実を目を向けるなら、そのことに注目しない訳にはいかない。70年代の保護主義の高まりにもかかわらず、NICs が輸出を順調に維持しえたのは、単に NICs 自体の成長潜勢力の確認や多国籍企業のオフショア生産（輸出向け生産）だけでは不十分であろう。先進国の保護主義を一定程度抑制する国際政治力学が、南側の工業化の先頭を走る NICs を後見していたに違いないのである。60年代の南北問題の中心議題であった一般特惠関税制度 (GSP: Generalized System of Preferences) を主要 NICs がほぼ独占的に利用したことに、象徴的にそれは窺える。

本稿の課題は、60年代の南北交渉で中核的位置に据えられた GSP のその後の発展が、いかに NICs と関わっていたのかを確認し、主に70年代の NICs 現象の理解に当たって、南北問題の視点から検討を加えることにある。それは、同時に、従来南北問題論で触れられながら形式に過ぎなかったと思われる論点を意識化し、新たな課題を設定することでもある。

I 一般特惠関税制度 (GSP) の成立と発展

1 南北問題と G S P

一般特惠関税制度 (G S P) の起源は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の初代議長 R. プレビッシュが会議に提出した報告書に求められる。第二次大戦後、植民地から解放された新興独立国は、先進国本位の限界を戦後の貿易と関税秩序を司る GATT にみることによって、1960年代に入るや開発のための交渉の場を国連に求めるようになった。61年のユーゴスラビアのベオグラードで開かれた非同盟諸国首脳会議の決議を皮切りに、61年第16回国連総会では UNCTAD の開催が可決（賛成45、反対36、棄権10）され、翌62年の国連第34回経済社会理事會での決議を経て、64年第1回 UNCTAD が開催の運びとなった。プレビッシュ報告²⁾ はこの場に提出され、その後の南北交渉の枠組みを設定するものとなったのである。プレビッシュによれば、工業製品・半製品の輸出促進こそ南側が第一次産品輸出に依存する貧しい経済から解放される途であり、そのためには先進国が「一般的、非互惠の特恵」を南側諸国の工業化のために供与しなければならなかった。何故なら、南側が第一次産品の輸出に依存する限り、(i) 先進国の技術進歩による代替品の開発、(ii) 農業技術の改良、(iii) 先進国の保護主義、(iv) 第一次産品消費の低い弾力性などによって、交易条件が必然的に悪化するからである。輸出を通じる工業化によって交易条件の悪化を回避しない限り、南側の発展はありえなかった。プレビッシュはその他に、第一次産品の商品協定や国民所得1%目標の援助の要求なども掲げたが、これらは究極的には工業化のための方策に関わるものであった。理論的にも G S P が北側への要求の中核に位置づけられていたのである。

これを受けて、当時、南側で大きい発言力を持ち、一定の工業化の進んだインド、パキスタン、

2) Prebish, Raul, *Toward a New Trade Policy for Development*, 1964 (外務省訳『プレビッシュ報告——新しい貿易政策を求めて』国際日本協会)。

アラブ連合、ブラジルなどの国々は「特惠問題に並々ならぬ関心をよせ、低開発国グループの中心となり、その団結をかためる」ために努力した。結局これらの国は、3大陸から提出されたGSP 3案の一本化に成功したのである。もっとも、統一案は、ほぼ3案の内容を包括的に組み込んだものという色彩が強かった³⁾が、とにかく、それも、EECの好意的態度にもかかわらず米国、日本、スイスなどが反対し、殊に米国の強力な反対の前に合意に至らなかった。反対理由は、差別的特惠を世界貿易の発展に有害とみる一方、ケネディ・ラウンド(1964年5月～67年6月)での大幅関税引下げがGSPの根拠を失わせる、というものであった。GSPの交渉は、65年国連事務総長により設置された特惠特別委員会によっても、貿易開発事務局(Trade and Development Board)の特惠グループによっても解決の目処はたたなかったが、転機は67年4月のプンタ・デル・エステで開かれた米州首脳会議で訪れた。そこで、米大統領がGSPの支持を表明したからである。T・マレイによると、米国のこの突如の政策転換は、「米国の対アフリカ輸出を差別待遇し、また偶然ではなくラテン・アメリカの対ヨーロッパ輸出を差別待遇」するEECの地域主義、即ち「EECとアフリカの連合諸国との間で結ばれたヤウンデ協定によってもたらされた世界貿易の地域化」を阻止する企てであった。ちなみに、68年、ニューデリーの第2回UNCTADで実現したGSPの合意に際しても、米国は「特惠貿易協定に参加している(つまり、米国以外の特定の先進国の輸出産品に特惠アクセスを認め、あるいはどんな工業国市場においても特惠アクセスを受けている)いかなる発展途上国も米国のGSPのもとでは特惠アクセスを拒否されるであろう」という条件を付けている。そもそも米州首脳会議において公式のGSP支持声明が出されたことも、ラテン・アメリカ諸国に対する最大級の効果が狙われていたといわれる。結局、米国の「GSPへの服従」は、南側の攻勢に譲歩しつつも、「特惠貿易協定を通じて世界貿易を地域化するEECの政策に対する発展途上国の反対を引き出すための企て」⁴⁾であった。当然の如く日本は同年11月、閣議決定で米国の後を追うことになる。こうして、米国のGSP支持で大勢の決した先進国側は67年12月、OECD閣僚会議において第2回UNCTADに臨む北側共同案を作成した。その骨子は次のようである。(1)全先進国が全南側諸国に、一般的・無差別特惠を供与する。(2)対象品目は製品・半製品とし、第一次産品は原則として除く。(3)先進国は一方的に特惠を供与し、南側諸国からの反対給付は求めない。(4)先進国経済の混乱を避けるため、セーフガードの設置を認める。(5)最小限度の例外品目を認める。(6)特惠は暫定的(10年)なものとする⁵⁾、などである。

3) 外務省編『国連貿易開発会議の研究——南北問題の展開——』世界経済研究協会、1965年、72—77ページ。なお、3案とは、インド、パキスタンなどの提出したアジア諸国案、ナイジェリア他のアフリカ諸国案、最後に、ラテン・アメリカ案である。また、統一案の内容については、同書76—77ページ参照。

4) マレイ、T。(金川徹他訳)『一般特惠制度と発展途上国』文眞堂、1980年、19、20ページ。

5) 正井正夫「〈解題〉南北問題の進展と国連貿易開発会議の意義」(正井正夫訳『新プレビッシュ報告：新しい開発戦略を求めて』国際日本協会、1968年)、22ページ。

1968年、第2回 UNCTAD はGSPを決議した。決議では、「発展途上国に有利な非互恵的、非差別的な一般特恵関税制度の目的が、(a)発展途上国の輸出所得を増大させ、(b)工業化を促進し、(c)経済成長率を加速させることにあるということに同意する」と謳われている⁶⁾。とはいえ、GSPの実施に当たって重大な項目での南北間の不一致は避けられなかった。その第1は、「工業製品・半製品」の定義の問題である。南側77ヵ国グループは、農産物原料の加工品をそれに加えるべきだ、と主張したのに対し、先進国はブラッセル関税表(BTN)の25～99項目を「工業製品・半製品」として、BTN 1～24項目を加工の程度にかかわらず農産物とするものであった。プレビッシュが第2回 UNCTAD に新たに提出した報告書の中で、農産物の加工・半加工品へのGSP供与の重要性を強調し⁷⁾、もちろん、もっぱら第一次産品輸出に依存する多くの南側諸国が期待した農産物についての交渉の到達点は、「先進国の農業政策の枠内でこれをふくむ可能性を検討する」というものでしかなかった。アフリカ諸国の対応は、この失望的内容となった調停案の承認の拒否であった。工業製品についても、国により異なるが、繊維、皮革、石油製品などが例外品目とされた。結局、一般的にいえば、GSPは、工業製品の対象品目ではネガティブ・リスト、農産品では各供与国の判断に任されてポジティブ・リストが適用されるという複雑なものとなった⁸⁾。第2に、受益国をどう決めるかである。南側が77ヵ国グループ全体に供与されるべきであり、受益国になるか否かは、南側諸国の自己選択によるべきだとしたのに対し、北側は供与各国の自由裁量を主張した。政治的理由から排除されそうなキューバ、77ヵ国グループに属さないイスラエル、ギリシャ、スペイン、ポルトガルなど、そして香港をどうするかであった。結局、先進供与国側の主張が認められた。第3は、先進国のセーフガードの問題である。これは、特恵供与による南側諸国からの輸入によって先進国の国内産業に重大な損害が生じるか、またその恐れのあるとき、関税・数量制限が課されるとの条項であるが、南側は、「国際的に客観的なセーフガード発動の基準を設けることを提案した」⁹⁾。この点でも合意は得られず、EC、日本、オーストラリアがシーリング(数量枠)方式をとり、米国などはエスケープ・クロズ方式を採用した。その他 LLDC(最貧国)に対する特別措置について、これらの国に対してはセーフガードを適用しないことになったが、EECに対するマグレブ諸国の逆特恵については、廃止に至らなかった。

その後、GSPの実施のために引続き OECD と、UNCTAD に新設された特別特恵委員会で詰めがなされたが、その過程で先進各国の経済構造、関税保護制度の違いから、単一の特恵制度創設の困難が明らかになった。そのため、「先進各国はその制度に含まれる特恵上の譲

6) U.N., *The History of UNCTAD 1964—1984*, 1985, p. 109.

7) 正井訳、前掲『新プレビッシュ報告……』62—63ページ。

8) 第2回 UNCTAD 総会での交渉の内容については、主に西川潤『南北問題』NHKブックス、1974年、74—79ページに依った。

9) 西川、前掲書、77ページ。

第1表 先進国の GSP 実施期日とスキーム数

実施年月日	供 与 国	国 数 計	スキーム数計
1971. 7. 1	EEC (6カ国)	6	1
8. 1	日 本	7	2
10. 1	ノルウェー	8	3
1972. 1. 1	イギリス, アイルランド, デンマーク, フィンランド, スウェーデン, ニュージーランド	14	9
3. 1	スイス	15	10
4. 1	オーストリア ⁽¹⁾	16	11
1974. 1. 1	オーストラリア, (EC 9カ国) ⁽²⁾	17	9
7. 1	カナダ	18	10
1976. 1. 1	アメリカ	19	11
1981. 1. 1	ギリシャ (EC 10カ国)	20	11

(注)(1) オーストラリアは、1966年から小規模な特惠制度を独自に実施していたが、74年に GATT のウェーバー条項に基づいて新スキームを実施

(2) EEC は、73年1月の拡大 EC 発足によって、74年からイギリス、アイルランド、デンマークが、新 EEC スキームに統合された。81年のギリシャも EC 加盟に伴い EEC スキームの供与国となった。

(出所) 岡茂男監修『一般特惠関税制度の経済効果』日本関税協会、1985年、18ページより引用。

歩の明確な性格を自由に決定できる」¹⁰⁾ ことになる。最後に、GSPの法的根拠の問題が残された。83年の OECD の GSP 報告書は、次のようにいう。「特惠制度は、GATT の締約国が協定第1条に対するウェーバーを認めた1971年6月に合法となった。ちなみに、第1条はすべての締約国（最恵国）に対する無差別の貿易政策上の措置の実施を要請している。ウェーバー条項の下で、先進締約国は10年間、発展途上国の輸入品に対し先進国からの類似の輸入品よりも有利な関税措置の供与が許されたのである」¹¹⁾。GSPはこうして、実施に移される。第1表のように、1971年7月1日、EEC (6カ国) が実施に踏み出して以降、76年1月1日には米国が遅ればせながら実効に移し、81年にはギリシャがECに加盟してGSP供与国となった。今日、合計20カ国、11のスキームが、南側諸国に供与されるに至っているのである。

ところで、1960年代の南北問題の中心議題として交渉され実施に移されたGSPは、当時の世界貿易の趨勢を強く反映しているように見える。64～67年6月のケネディ・ラウンドは、先進国間の工業製品貿易で平均35%の関税一括引下げを実現したが、ECのある資料は、このケネディ・ラウンド後の「60年代後半と70年代前半に世界貿易は最も開放的段階に到達した」。しかも、「この時期の先進工業国の市場開放は、第三世界からの輸入品に対して供与された一般特惠関税制度の導入によって強化された」¹²⁾ と述べている。実際、60年代は米国の完全雇用の達成とヨーロッパ、日本の戦後復興後の繁栄を享受した時期であり、世界貿易は飛躍的に拡

10) OECD (Report by the Secretary-General), *The Generalised System of Preferences, Review of the First Decade*, 1983, p. 10.

11) *Ibid.*, pp. 10—11.

12) Commission of the European Community, *The Third World Today*, Information, X 19/1983, p. 81.

大していた。米国は、それ故に、GATT の原則を精力的に追求し、同時に、先進諸国は南側の政治的圧力を通じる経済的要求を受け容れる余裕をもった時期でもあった。石油危機後の世界不況下の状況とは全く対照的な時期であるこの段階において、GSP が合意され、その実施に当たって大勢を決していたことは、南側にとって幸運であったといえそうである。そして、その背後には、南側がプレビッシュの理論で武装され、団結を曲りなりにも維持したことが、もう1つの本質的条件としてあった。

いうまでもなく、70年代の世界不況以後、先進国は一部のGSPの特権的受益国への規制を強めていく。しかし、一度実施されたGSPは、有効期限の迫った80年には UNCTAD で改めて総合的検討がなされ、この結果に基づき特恵特別委員会は、「GSPの目的は十分には達成されておらず、制度は継続されるべきである」と決議した。こうして、UNCTADによる更に10年間の延長の決議¹³⁾を受けてEC議会は80年6月、1990年までの10年間の延長を承認し、日本も翌81年延長を決定した¹⁴⁾。米国議会も84年に、85年1月に期限の切れるGSPの90年までの5年間延長を認めて¹⁵⁾、今日に至っているのである。

2 GSPとその発展

GSPの実施に当たって、受益国の認定は供与国の判断に任されていた。現在、EECは台湾をそのリストから外し、米国はかなり政治的に、OPEC諸国、ベトナム、カンボジア、ラオスなどを対象から外している。日本は85年度で125ヵ国・25地域を受益国に認めているが、EECのGSPに関する研究によると、3つのGSPのうちではEECが最も開放的とされている。ちなみに、オーストラリア、ニュージーランドのそれが最も包括的といわれる¹⁶⁾。

さて、第2表は、主要国のGSP創設時の供与方式を示している。鉱工業品と農産品が別個に扱われていて基本的構造はどのスキームでも同じであるが、鉱工業の例外品目数は日本が10、EEC 5、米国 168 などである。各国の農水産品の特恵供与は50~100品目に認められている。特恵マージンとは、他の外国競争者に対して受益国が有利な立場に立つように、普通MFN関税（最恵国関税）より低い関税を課される場合のMFN関税とGSP関税との差であるが、創設時には日本のみ鉱工業品57品目に対する50%カットがあった。セーフガード方式では、日本、

13) OECD, *op. cit.*, p. 12.

14) UNCTAD, *Operation and Effects of the Generalized System of Preferences*, Sixth Review, 1982, p. 4. 日本については、岡茂男監修『一般特恵関税制度の経済効果』（日本貿易会貿易研究所編著）、日本関税協会、1985年、86ページ。

15) *United States Code, Congressional and Administrative News*, 98 Congress—Second Session 1984, Vol. 5, West Publishing Co., pp. 5106, 5122.

16) Borrmann, A., Christine Borrmann, Christian Langer, and Karl-Wolfgang Menck, *The Significance of the EEC's Generalised System of Preferences*, Verlag Weltarchiv GmbH, Hamburg, 1985, p. 45. なお、前掲 OECD 事務局長報告には、11のスキームの受益国について総合的に説明が加えられている (*op. cit.*, pp. 23—25).

第2表 主要供与国の特惠供与方式（創設時）

	日 本 案	E E C 案	米 国 案	イギリス案	北 欧 案
対 象 品 目					
鉱工業品	原則、全品目に 供与	原則、全品目に 供与	原則、全品目に 供与	原則、全品目に 供与	原則、全品目に 供与
例外品目	はぎもの、合板 等7品目と石油 ・石油製品3品 目の計10品目	カゼイン等農産 加工品5品目	繊維、くつ、石 油類等の168品 目	繊維等100品目 と財政関税品目 21品目の計121 品目	繊維、くつ等168 品目
農水産品	59品目	51品目	76品目	69品目	97品目（うち有 税品 66）
一次産品	例外品目を除き 特惠供与	原則、除外（大 部分無税）	原則、除外。鉱 石等60品目に供 与	特惠供与	原則、供与（大 部分無税）
特惠マージン					
鉱工業品	原則無税、セン シティブ品目 (57)は50%カッ ト	無 税	無 税	無 税	無 税
農水産品	20~100%	20~100%	無 税	一部品目を除き 無税	無 税
セーフガード 方式					
鉱工業品	シーリング方式	シーリング方式 (センシティブ 品目)とエスケ ープ・クローズ 方式(非センシ ティブ品目)	エスケープ・ク ローズ方式と競 争力条項を併用	エスケープ・ク ローズ方式	エスケープ・ク ローズ方式
農水産品	エスケープ・ク ローズ方式	エスケープ・ク ローズ方式			
特惠輸入の 限度	頭打ち条項、シ ーリング枠の50 %	頭打ち条項、原 則はシーリング 枠の50%。セン シティブ品目 (約40)は30~ 10%			

(注) 1) 品目分類は、農水産品が BTN 第1~24類、鉱工業品が BTN 第25~99類。

2) 品目数は、BTN 4桁の品目数。

(出所) 第1表に同じ。20ページより引用。但し、西澤公慶『特惠関税の全貌』(日本関税協会)によって岡茂夫氏が作成したもの。

EECのそれと米国などのそれとは異っている。前節でみたが、日本とEECはシーリング方式を採り総枠規制である。しかも、両スキームとも頭打ち条項を並設していて、限度枠は50%であった。つまり、ある品目のGSP輸入枠の半分以上を特定国が占めた場合、その国の当該品目に対するGSPの適用が停止させられるのである。米国のセーフガード方式はエスケープ・クローズで競争力条項が並用されている。この競争力条項は2つの基準から成り、1つは、ある品目の対米輸入が一定額を超える場合で、81年のこの額は5090万ドルである。他の1つは、ある品目の輸入額の50%以上を特定国の製品が占める場合である¹⁷⁾。

17) OECD, *op. cit.*, p. 34.

GSPはその後、適格品目の範囲の拡大や日本、EECについてはシーリング枠の拡大、そして受益国の範囲の拡大などで、その規模を膨ましてきた。例えば、適格品目の拡大が南側から強い要求が続いた農産品を中心になされている。OECDによると、81年までの6年間、平

第3表 OECD 特恵供与国の受益国からの輸入推移 (1972~80年)* (単位: 10億 US ドル)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	輸入総額	課税対象総額	GSP 適格品目	GSP 輸入額	(4)/(1)	(4)/(3)
1972	35.0	15.9	4.3	1.0	2.8%	23%
1973	43.2	24.0	6.6	2.2	5.1%	33%
1974	102.1	44.6	12.4	4.2	4.1%	34%
1975	100.7	43.9	12.0	4.5	4.5%	38%
1976	146.4	74.0	23.7	10.2	7.0%	43%
1977	160.7	82.4	26.8	12.4	7.7%	46%
1978	167.4	89.5	33.5	15.0	9.0%	45%
1979	224.5	124.0	42.4	20.3	9.0%	48%
1980	308.8	178.7	55.4	25.4	8.2%	46%

(注) * 本表の数値は、各年に GSP を供与した OECD 加盟 GSP 供与国の総計である。以下の国が GSP の開始で、それぞれの年から含まれている。
 1972年: EEC, 日本, オーストラリア, フィンランド, ノルウェー, スウェーデン, スイス, イギリス。
 1975年: オーストラリア, カナダ。
 1976年: 米国, ニュージーランド。
 オーストラリア, 日本, ニュージーランドの本表への算入は、推定の暦年額に直してある。

(出所) OECD, Report by the Secretary-General, *The Generalised System of Preferences, Review of the First Decade*, 1983. p. 47 より一部加工して引用。

第4表 GSP 供与国の年平均の輸入伸び率 (1976~1980年) (%)

	総 輸 入	受 益 国 か ら の 輸 入		
		GSP 適格品目	GSP 適用品目	その他の課税輸入 (非GSP, 石油を除く)
オーストラリア(FY)	17.1	56.5	58.8	12.8
オーストラリア	20.4	10.3	29.1	27.2
カナダ	11.9	16.7	18.5	14.3
フィンランド	20.9	41.4	42.8	17.0
日本(FY)	22.7	27.9	30.7	11.4
ニュージーランド(FY)	21.4	14.3	n. a	24.3
ノルウェー	9.5	29.9	27.4	12.2
スウェーデン	15.8	27.5	25.1	- 2.8
スイス	25.8	29.2	26.3	18.8
米国	18.3	21.9	23.8	14.8
EEC	21.2	25.1	24.6	8.2
OECD 供与国全体 (加重平均)	19.6	25.1	26.8*	12.2

(注) 伸び率は、米ドル換算に基づいている。
 FY=1976/77~1980/81年、*はニュージーランドを除く。
 (出所) 第3表に同じ、p. 58.

均20%の伸び率で農産品のGSP適用品目数が増え、特に77年には東京ラウンドでの要求を受けて多数の熱帯産品がGSPに加えられた。工業製品のシーリング枠をみると、EECの繊維を除くそれは74～80年の期間に年平均17.5%で伸び、日本も77年にシーリング枠の算定基準年度の変更(68年→75年)により全体で前年(76年)の1.8倍に拡大された。74～81年の年平均伸び率は、20%であった¹⁸⁾。

第3表は、OECD全体のGSP供与国の輸入推移を示している。72年のGSP輸入総額は10億ドルだが、その後米国のGSPが開始された76年には前年の45億ドルから一気に102億ドルになり、80年には254億ドルに達している。GSP適格品目に対するGSP輸入の割合は、初期の20%台から70年代末には半分近くに上昇する。受益国からの総輸入に占めるGSP輸入の割合も同期間中に2.8%から8～9%台に約3倍に上昇している。全体としては、受益国の輸出に占めるこの割合は大きいとはいえないが、直ぐ後でみるように、GSPは特定国に集中しており、それらの国にとってはその意義は決して小さくないのである。

次に、GSP供与国の総輸入とGSP輸入の伸びを比較してみよう。第4表のように、76～80年でOECD供与国全体の輸入伸び率が19.6%なのに対し、GSP輸入伸び率は26.8%である。受益国からの課税対象品目の伸び率は12.3%に過ぎない。このGSPと非GSPの輸入伸び率の比較では、日本とEECで3倍近くの開きがあり、米国でも60%以上の差がある。受益国のGSP適格品目の伸びがGSP輸入の伸びとそれ程差がないことをどう読むか、という問題が残るが、とにかく、70年代後半を通じかなりはっきりとGSPが受益国からの輸入促進効果をもったと結論づけられよう。

II 主要国の一般特惠関税制度(GSP)とNICs

1 EEC, 日本, 米国のGSP

UNCTADの決議をうけて最初にGSPを実施したのは、EECである。その規模は後掲第

第5表 EECの対外貿易におけるGSPの重要度と輸入平均伸び率(1982年)

(単位: 10億ECU, %)

EECの輸入先	10億ECU	構成比	構成比	輸入平均伸び率 1976～82年
域内・域外合計	620.5	100		8.3
域内	298.3	48.1		—
域外	322.2	51.9	100	—
発展途上国計	129.3	20.8	40.1	8.8
GSP受益国合計	95.6	15.4	29.7	9.2
GSP適格品目	21.6	3.5	6.7	18.5
GSP適用品目	8.9	1.4	2.8	20.5

(出所) A. Borrmann et al., *The Significance of the EEC's Generalised System of Preferences*, Verlag Weltarchiv GmbH・Hamburg, 1985, pp. 63, 64 より引用。

18) *Ibid.*, pp. 17, 27—29. 及び、通産省『経済協力の現状と問題点』1977年版, 87ページ。

第6表 EEC の GSP による10大受益国 (1973, 1976, 1982年) (%)

1973			1976			1982		
受益国	G輸 S入 Pシ 適エ 用ア	G品 S目 Pエ 適輸 格入ア	受益国	G輸 S入 Pシ 適エ 用ア	G品 S目 Pエ 適輸 格入ア	受益国	G輸 S入 Pシ 適エ 用ア	G品 S目 Pエ 適輸 格入ア
ユーゴスラビア	33.9	33.6	ブラジル	11.8	6.7	ブラジル	10.2	10.5
韓国	10.1	7.8	ユーゴスラビア	11.1	12.9	ルーマニア	7.3	7.8
ブラジル	8.5	6.1	香港	8.2	10.2	ベネズエラ	6.9	3.6
イラン	6.9	9.9	ルーマニア	7.7	5.1	香港	6.8	17.4
アルゼンチン	5.7	4.2	韓国	7.5	12.6	韓国	6.7	11.3
香港	5.1	9.2	インド	7.0	8.1	インド	6.6	5.1
インド	4.9	4.0	マレーシア	7.0	5.9	中国	5.9	6.9
シンガポール	4.1	5.5	ベネズエラ	4.4	3.9	クウェート	4.2	1.9
メキシコ	3.8	2.9	パキスタン	3.7	2.7	マレーシア	4.0	4.0
パキスタン	3.8	3.1	シンガポール	2.9	5.6	フィリピン	3.7	3.1
10大受益国計	86.8	86.3	10大受益国計	71.3	73.7	10大受益国計	62.2	71.5
全受益国計	100.0	100.0	全受益国計	100.0	100.0	全受益国計	100.0	100.0

(注) 1) GSP 対象品目全体。 2) GSP による課税対象品目のみ。
(出所) 第5表に同じ。 p.85.

11表からもわかるように11のスキーム中最大で、全体の3分の1を超える。台湾、ブルガリアなどを除く149の南側諸国に供与されている。もっとも、そのGSPもEC経済にとっては限界的意味をもつに過ぎないが、受益国にとっては重要である。第5表は1982年のEECの貿易構造と輸入の伸びをみたものである。輸入の48%がEEC域内輸入で、域外輸入は52%である。南側からの輸入は全体の21%を占めるが、うち15%がGSP受益国からの輸入部分に過ぎない。GSP輸入シェアとなると実に1.4%、適格品目の輸入でも3.5%と僅少である。域外輸入を100としても、GSP輸入は2.8%を占めるのみである。とはいえ、76~82年の輸入の伸びをみると、総輸入の8.3%に対しGSP輸入は20.5%である。GSPの規模が小さいので南側からの総輸入を大きく伸ばす程の重さをもたないにしても、輸入を促したことは間違いない。

そこで、EECのGSP主要受益国を第6表にみよう。73~82年の間に、10大受益国のGSPシェアは86.8%から62.2%に20%以上低下した。近年、GSP適格品目輸入の10大受益国シェアとGSP(適用)輸入のそれとの差が急速に開いており、このシェアの低下が主要受益国のGSP輸入の規制強化によるものであることがわかる。とはいえ、その集中度が依然相当に高いことに変わりはない。国別では、73年の最大の受益国ユーゴスラビアが82年にはリストから消え、反対に中国が登場している。これは制度上の変更による。ユーゴは80年に特定産品を除き協定でGSPが撤廃され、中国では逆に認められたことによる¹⁹⁾。一貫して主要受益国であるのは韓国、ブラジル、香港、インドであり、シンガポール、マレーシア、ベネズエラなども

19) Borrmann et al., op. cit., pp. 23, 66.

第7表 EEC の GSP 主要受益国の輸出に占める GSP シェア (1982年)

	各国の総輸出に占めるGSP対象品目の輸出シェア	各国の総輸出に占めるEECへのGSP輸出のシェア
マカオ	36	4
南イエメン*	33	5
ハイチ*	18	8
香港 ^o	16	3
インド	15	6
ルーマニア	13	7
アフガニスタン*	13	9
韓国 ^o	12	3
スリランカ	10	3
キューバ	9	4
ブラジル ^o	9	5
パーレーン	9	1
タイ	9	2
フィリピン	9	5

(注) *LLDC 諸国

°NICs 諸国

(出所) 第5表に同じ, p.59.

第8表 EEC の GSP 主要受益国の EEC 輸出に占める GSP 輸出のシェア (1982年)

	EECへの総輸出に占めるGSP対象品目の輸出シェア	EECへの総輸出に占めるGSP輸出のシェア
南イエメン*	69	56
ハイチ*	88	54
ネパール	68	48
パキスタン	74	44
アフガニスタン*	57	40
バングラディシュ*	52	39
ルーマニア	71	39
フィリピン	66	35
キューバ	52	27
韓国 ^o	98	26
ベネズエラ	31	26
インド	57	24
クウェート	29	24
シンガポール ^o	82	23
マレーシア	49	21

(注) *LLDC 諸国 °NICs 諸国

(出所) 第5表に同じ, p.61.

主要な受益国に数えられる。結局、NICs に加え、70年代後半から ASEAN 諸国などが GSP 輸入の大部分を占めるようになっていいる。なお、ベネズエラ、クウェートなどのリストへの登場は鉱物製品の輸入であろう。鉱物製品の GSP 輸入シェアは「石油価格急騰」(oil price explosion) の結果、73年と82年の間に2.7%から31.3%に急増したからである。ちなみに、主要鉱物製品とはガス及び燃料油、潤滑油、石油ガスで、82年の総GSP輸入の30%弱を占めている²⁰⁾。

第7表と第8表は、EECのGSP主要受益国のGSP関連輸出シェアをみたものである。受益国の総輸出に占めるEECへのGSP適格品目輸出の割合は、マカオ、南イエメンで30%台であり、その他ではハイチ、香港、インド、韓国など7ヵ国(地域)で10%台にある。しかし、GSP(適用)輸出のシェアは、最高のアフガニスタンで9%で、各国の輸出におけるEECへのGSP輸出は僅かである(第7表)。しかし、第8表のように、EECへの輸出に占めるGSPの輸出となると南イエメン(56%)とハイチ(54%)で半分を超え、20%以上の国は15ヵ国に登る。更に、EECへの輸出に占めるGSP適格品目輸出のシェアでは、韓国98%、シンガポール82%、パキスタン74%などで、これらの国では極めて高率である。つまり、EE

20) *Ibid.*, p. 68.

第9表 日本の国別特惠適用輸入実績の推移 (上位20位まで)
(単位: 100万円)

順位	1981年度			1982年度			1983年度			1984年度		
	国名	特恵輸入実績	構成比 (%)	国名	特恵輸入実績	構成比 (%)	国名	特恵輸入実績	構成比 (%)	国名	特恵輸入実績	構成比 (%)
	総額	1,224,112	100.0	総額	1,311,229	100.0	総額	1,260,420	100.0	総額	1,448,262	100.0
1	韓国	300,105	24.5	韓国	294,857	22.5	韓国	287,138	22.8	韓国	298,273	20.6
2	台湾	237,701	19.4	台湾	277,443	21.2	台湾	262,107	20.8	台湾	290,321	20.0
3	中国	119,683	9.8	中国	120,218	9.2	中国	96,100	7.6	中国	107,674	7.4
4	フィリピン	84,067	6.9	フィリピン	92,682	7.1	ブラジル	85,810	6.8	ブラジル	101,521	7.0
5	スベイ	49,634	4.1	ブラジル	59,422	4.5	フィリピン	78,924	6.3	フィリピン	91,529	6.3
	1~5計		64.7	1~5計		64.5	1~5計		64.3	1~5計		61.3
6	シンガポール	48,849	4.0	シンガポール	52,841	4.0	マレーシア	59,886	4.8	マレーシア	75,361	5.2
7	マレーシア	47,391	3.9	マレーシア	51,735	3.9	スベイ	55,035	4.4	シンガポール	65,908	4.6
8	ブラジル	44,442	3.6	インド	48,964	3.7	シンガポール	48,351	3.8	スベイ	62,809	4.3
9	イスラエル	41,090	3.4	スベイ	47,640	3.6	タイ	27,614	2.2	タイ	38,021	2.6
10	インド	38,209	3.1	イスラエル	41,945	3.2	マレーシア	24,355	1.9	メキシコ	28,379	2.0
	1~10計		82.7	1~10計		82.9	1~10計		81.4	1~10計		80.0
11	タイ	27,607	2.3	香港	29,391	2.2	香港	23,756	1.9	香港	27,686	1.9
12	香港	25,127	2.1	タイ	28,032	2.1	メキシコ	21,865	1.7	アラブ首長国連邦	22,956	1.6
13	ヴェネズエラ	18,285	1.5	メキシコ	17,505	1.3	ヴェネズエラ	15,956	1.3	インドネシア	20,616	1.4
14	メキシコ	17,631	1.4	ヴェネズエラ	15,448	1.2	インド	15,721	1.2	ルーマニア	18,131	1.3
15	ルーマニア	11,605	0.9	インドネシア	12,359	0.9	ペーレーン	14,686	1.2	ペーレーン	16,841	1.2
16	コロンビア	11,106	0.9	ペーレーン	9,351	0.7	インドネシア	11,905	0.9	ヴェネズエラ	15,942	1.1
17	ザンビア	10,110	0.8	チリ	8,601	0.7	モロッコ	11,251	0.9	インド	15,362	1.1
18	インドネシア	8,835	0.7	コロンビア	8,559	0.7	モリタニア	10,981	0.9	ペーレーン	12,815	0.9
19	ペーレーン	8,809	0.7	ザンビア	8,129	0.6	サウジアラビア	9,852	0.8	モロッコ	11,729	0.8
20	チリ	7,661	0.6	ルーマニア	7,541	0.6	ペーレーン	9,605	0.8	イスラエル	11,675	0.8

(注) 大蔵省資料による。
(出所) 第1表に同じ。100ページより一部加工して引用。

CのGSPへの依存度の高い国は、南イエメン、ハイチなどのLLDC諸国と韓国などのNICsである。NICsではGSP適格品目のうちかなりの部分で制限が課される一方、LLDCが厚遇されているように見受けられる。とはいえ、NICsは主要受益国であり、それらの国がEECのGSPに依って輸出を伸ばしたとはいえないまでも、その輸出の維持にあたってGSPを最大限利用し、利益を得てきたということではできよう。

次に、その開始がEECに遅れること1ヵ月の日本のGSPに移ろう。規模は今日、EEC、米国に次ぎ第3位にあるが、84年で受益国122ヵ国・24地域、金額で1兆4483億円である。72年と比べるとこの間約16倍に増加している。このGSP輸入の総輸入に占める割合は4～5%台で、実際ここでもその比重はかなり小さい。とはいえ、GSPが南側諸国からの輸入を促したこともはっきり窺える。72～78年の平均輸入伸び率は14.3%であったが、GSP輸入のそれは34.0%であった。78～83年でこれをみると13.2%に対し14.5%となり、78年以前と比べるとかなりGSPの伸びが低下し、その効果が小さくなったと推測される。だが、第一次石油危機後の不況下にあった73～78年にかなり大きい輸入促進効果が認められるのである²¹⁾。

さて、GSP輸入の80%前後は鉱工業製品で、残りは農産品である。例外品目は初期の10品目から81年以降20品目に倍増しているが、この主要品目は繊維関連だけで半分の10品目に達している。注目されるのは、近年まで継続された香港に対する特別の例外品目指定である。香港製品に対する例外品目の指定は、72年には92品目に達していた。その後73年に12品目、84年には3品目に減り、85年以降0となった。71年3月の衆議院大蔵委員会はGSPの実施に当たって香港に特別注意を払った付帯決議を採択しており、日本が当初、香港製品の競争力にいかん神経質であったかがわかる²²⁾。

第9表は、80年代に入ってから日本のGSP受益国上位20ヵ国をみたものである。20%強を韓国、若干少ない規模で台湾が続いており、両国の地位は不動である。中国は80年以降GSP受益国に承認されたが、以後第3位である。これに第4位と5位のブラジル、あるいはフィリピンを加えた上位5ヵ国のGSPシェアは60%を常に超え、上位10ヵ国では80%に達する。主要受益国を概観すれば、韓国、台湾を筆頭に、中国、フィリピン、マレーシア、ブラジル、メキシコ、スペインなどであり、NICs、ASEANが主要受益国を構成する。念のため、初期の受益国について、経済協力白書は「73年度の受益の大きい上位10ヵ国（地域を含む）をみると、韓国をはじめ台湾地域、インド等貿易関係をほぼそのまま反映して、ほとんどアジア諸国である」²³⁾という。日本のGSPは、一貫してアジアNICsを中心に、その他のNICs、ASEANやインドを主要受益国としてきたことが了解される。ここで、韓国、台湾の日本のGSPへの依存状況を、日本とOECD全体のGSP受益上位20ヵ国に占めるシェアからみてみよう。80年

21) 岡監修、前掲書、221ページ。

22) 前掲書、表N-1、及び138、95ページ。

23) 通産省『経済協力の現状と問題点』1974年版、167ページ。

の統計で OECD の G S P 受益上位20ヵ国に占める韓国と台湾のシェアはそれぞれ 14.9% と 13.9% である。これに対し日本の G S P 受益上位20ヵ国に占める両国のシェアは各々 27.0% と 20.9% である。また、両国の対日輸出に占める G S P 輸出シェアは台湾の方が若干高率だが概そ 30~40% 台にあり、輸出それ自体での G S P 依存もかなり高く²⁴⁾、両国がとりわけ日本の G S P を集中的に利用していることがわかる。ちなみに、香港とシンガポールの OECD の G S P 受益20ヵ国と日本の G S P 受益20ヵ国に占めるシェアは、前者が 11.0% に対し 2.7%、後者が 5.4% に対し 4.6% で²⁵⁾、両国では日本以外の G S P 利用度が高くなっている。なお、日本の

第10表 米国の GSP 受益国構成 (%)

順位	1976		1978		1982		1985	
	国名	シェア	国名	シェア	国名	シェア	国名	シェア
1	台湾	23.0	台湾	27.5	台湾	27.7	台湾	24.2
2	香港	11.0	韓国	12.5	韓国	14.1	韓国	12.4
3	韓国	10.3	香港	10.3	香港	10.2	ブラジル	9.6
4	メキシコ	8.0	ブラジル	9.0	メキシコ	6.7	メキシコ	9.3
5	ブラジル	6.8	メキシコ	8.8	ブラジル	5.9	香港	9.1
1~5計		95.2		68.1		64.7		64.6
6	ユーゴスラビア	4.9	イスラエル	3.7	シンガポール	4.8	イスラエル	5.6
7	イスラエル	3.7	シンガポール	2.9	イスラエル	4.4	シンガポール	5.1
8	シンガポール	2.3	ユーゴスラビア	2.9	フィリピン	2.4	インド	2.1
9	アルゼンチン	2.3	アルゼンチン	2.8	ベネズエラ	2.2	ユーゴスラビア	2.1
10	インド	1.9	インド	2.3	アルゼンチン	2.1	タイ	1.8
6~10計		15.1		14.7		15.9		16.6
11~15計		5.1		7.0		6.6		7.4
総計		100.0		100.0		100.0		100.0
[100万ドル]		[3, 160]		[5, 204]		[10, 765]		[13, 317]

(注) [] は額面、単位は100万ドル。

(出所) 1976, 1978: ジェトロ訳「米国の一般特恵関税制度——1980年4月17日大統領報告——」1980年12月, 表3-1; 1982: *United States Code, Congressional and Administrative News*, 98th Congress—Second Session 1984, Vol. 5, West Publishing Co., p. 5104; 1985: *Generalized System of Preferences: Hearing before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance, United States Senate*, 99th Congress, June 17, 1986, p. 22 より作成。

24) 韓国, 台湾の対日輸出に占める G S P 輸出の割合は下表の通りである。

韓国・台湾の対日輸出中の特恵輸出比率推移 (%)

	1979	1980	1981	1982	1983
韓国	32.8	38.9	40.1	36.5	36.9
台湾	38.3	39.5	42.8	45.9	42.1

(出所) 第1表に同じ。224ページ。但し、原資料は KOTRA 『貿易』1984年4月号。

25) 岡監修, 前掲書, 213ページ。

GSPの品目別、国別構成は公表されていないことを最後に指摘しておこう。

次に、米国をみよう。76年に始まる米国のGSPは、同国の総輸入の僅か4%程で米国にとってその意義は大きくない。とはいえ、その規模は76年の32億ドルから83年には108億ドルに3倍以上となった。83年の受益国からの輸入に占めるGSP輸入は約11%で、GSP適格品目に占めるGSPシェアは15%に過ぎなかった。但し、この適格品目の68%は、非受益国から輸入されている²⁶⁾。80年4月の米大統領報告によると、GSP輸入(78年)の9割は工業製品で、主な部門別輸入に占めるGSPの割合は玩具・ゲーム部門37.9%、スポーツ用品36.5%である。重電気機械、その他の金属製品、刃物および卓上食器、楽器、小型兵器・弾薬類の5部門で、それぞれの部門別輸入の10~17%がGSP輸入である。以上7部門のGSP輸入全体に占める割合は34.7%である²⁷⁾。

主要受益国をみたのが第10表である。台湾、韓国が最大の受益国で、他にブラジル、メキシコ、香港を加えた5ヵ国(地域)が上位を独占している。しかも、上位5ヵ国のシェアは60%をほぼ超えており、これにイスラエル、シンガポール、インド、ユーゴなどを加えた上位10ヵ国では80%にも達している。なお、台湾の79年の米国への輸出の29.2%が無税のそれであったが、うち68.1%がGSPであり、従ってGSP輸出シェアは19.9%になる²⁸⁾。韓国の場合は、対米輸出に占めるGSPの割合は76年の12.8%から83年には18.4%に上昇した²⁹⁾。そのシェアは決して小さくない。ところで、主要受益国はやはりNICsである。日本もその傾向が強いが、GSPが工業製品に偏っている米国のGSPは、南側の工業化の進んだ国の受益度が相当に高くなっているといえよう。

2 GSP・NICs・多国籍企業

前節では、主要なGSPをみた。そこからは先進国の輸入におけるGSPの意義が限られたものではあったが、南側諸国からの輸入促進にそれが一定の役割を果たし、しかも受益国が韓国、台湾、香港、ブラジルなどのアジア、ラテン・アメリカのNICsをはじめとする特定国に限られていることが確認された。そこで、GSPとNICsの関係に注目しながら、総合的に捉え直してみよう。

OECDの報告が、OECDのGSPと受益国との総括表(1980年)を載せている。第11表はそのうちのGSP10大受益国に関するそれであるが、最大の受益国は韓国でその額は33億ド

26) *United States Code, op. cit.* p. 5102.

27) ジェトロ訳「米国の一般特恵制度——1980年4月17日大統領報告——」(ジェトロ海外調査シリーズ No. 145), 1980年12月, 52ページ。

28) *United States Senate, Review of the U. S. Generalized System of Preferences: Hearing before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance*, November 25, 1980, U. S. Government Printing Office, Washington D. C., 1981, p. 84.

29) 岡監修, 前掲書, 225ページ。

(単位: 100万USドル, %)

第II表 1980年の主要 GSP 受益国

10大GSP受益国	OECD スキーム 合計	オーストラリア アフリカ (FY)	オーストリア アフリカ (FY)	カナダ	フィリピン	日本 (FY)	ニュージー ランド* (FY)	ノルウェー	スウェーデン	スイス	イスラエル	国E	国C
1. 韓 国	3,328.0 (12.9)	129.7	45.7	167.4	15.2	1,204.2	27.0	17.2	53.9	36.7	775.7	855.3	
2. 台 湾	3,086.4 (12.0)	254.0	31.7	—	—	933.3	32.1	—	—	—	1,835.4	—	
3. 香 港	2,454.7 (9.5)	171.1	44.9	159.4	—	118.7	52.7	—	64.7	55.2	803.5	984.5	
4. ブラジル	1,706.6 (6.6)	58.9	16.2	52.1	5.0	214.0	6.0	6.1	39.0	41.7	441.7	825.6	
5. インド	1,271.8 (4.9)	64.2	7.5	21.9	2.2	142.5	12.8	4.6	13.3	43.0	139.1	817.6	
6. シンガポール	1,207.6 (4.7)	167.0	1.2	99.3	1.8	204.7	17.3	5.5	8.7	11.0	300.5	390.6	
7. 中国	1,066.4 (4.1)	135.6	4.8	20.8	3.3	385.1	33.7	7.1	26.0	17.5	—	432.4	
8. ニューズラビア	1,040.7 (4.0)	5.6	63.0	17.3	9.7	16.7	0.9	7.2	34.5	59.1	176.8	649.9	
9. メキシコ	943.0 (3.7)	6.9	1.0	28.4	1.6	113.2	0.9	0.8	13.6	34.2	509.1	233.4	
10. フィリピン	930.0 (3.6)	44.4	5.0	22.8	4.5	347.1	2.2	2.1	8.0	7.3	135.8	350.8	
上 記 合 計	17,034.9 (66.1)	1,037.4 (62.3)	221.0 (63.7)	589.4 (78.5)	43.3 (51.1)	3,679.5 (73.8)	185.6 (88.9)	50.6 (76.4)	261.7 (78.6)	305.7 (45.2)	5,117.6 (69.9)	5,540.1 (59.3)	
全受益国からの GSP輸入額	25,788.4 (100.0)	1,663.8 (6.5)	346.8 (1.3)	751.4 (2.9)	84.8 (0.3)	4,984.6 (19.3)	221.2 (0.9)	66.2 (0.3)	333.1 (1.3)	675.7 (2.6)	7,319.6 (28.4)	9,341.3 (36.2)	

(注) FY=会計年度。 —=非受益国。 ()内は構成比。
 * ニューゼーランドの数値は、GSP 適格品目の輸入額を示している。GSP を供与された輸入額は、若干低いであらう。
 (出所) 第3表に同じ。p. 90 より引用。

第12表 OECD の GSP 供与国の輸入と GSP に関する統計^(a)

(%)

	平均輸入伸び率 1976~80年		総輸入に対する GSPの割合
	全 体	GSP輸入 (b)	1980年
全 受 益 国	20.2	26.7	8.3
10 大 受 益 国 (1980年リスト)	22.2 (c)	25.6 (c)	18.9
韓 国	17.5	25.3	30.1
台 湾	24.8	29.5	31.2
香 港	20.6	26.2	20.5
ブ ラ ジ ル	18.2	27.8	13.8
イ ン ド	11.5	25.0	25.3
シ ン ガ ポ ー ル	29.2	25.6	16.7
中 国	(c)	(c)	13.4
ユ ー ゴ ス ラ ビ ア	15.6	11.4	27.6
メ キ シ コ	35.9	22.8	6.1
フ ィ リ ピ ン	23.8	36.1	18.3
11~20位の受益国(1980年リスト)	24.2	28.1 (d)	8.6
マ レ ー シ ア	26.0	13.3	9.7
ル ー マ ニ ア	18.7	16.4	24.6
ベ ネ ズ エ ラ	22.8	33.8	6.1
タ イ	22.6	31.4 (d)	15.0
ア ルゼンチン	15.3	27.6	14.1
イスラエル	21.4	29.9	32.5
インドネシア	32.9	28.3 (d)	1.8
パキスタン	22.6	22.3	33.5
コロンビア	25.1	58.1 (d)	9.5
チ リ	25.2	44.8 (d)	7.9
最 貧 国 (1980年リスト)	9.3	44.3 (d)	15.1

(注) (a) どの場合も、発展途上国が GSP 受益国である GSP 供与国だけを含めている。

(b) これらの数値に対するニュージーランドの寄与度は推定である。

(c) 中国からの輸入伸び率は、1978年末まで中国がどの GSP の受益国ではなかったため、含まれていない。

(d) 1977~80年。

(出所) 第3表に同じ。p. 95より引用。

ルであった。次いで、台湾、香港、ブラジルが続き、10大受益国の総GSP輸入に占める割合は66.1%、上位3国(地域)だけで全体の3分の1を占める。もちろん、NICsが最大受益国で、それ以外の主要受益国は研究者によってはNICsに加えるか、特別に注目されるインド、フィリピン、中国の3国だけである。ところで、OECD報告は、10大受益国の77年のシェアがほぼ4分の3であったと述べている³⁰⁾。主要受益国のGSP集中度が低下傾向を示しているが、依然極めて高いといえよう。第11表からは、各GSPの輸入規模もわかる。全体の36%がEEC、次いで米国28%、日本19%、上記3スキームで84%となり、その他8つのGSPは残

30) OECD, *op. cit.*, p. 51.

りの16%を占めるに過ぎない。

受益国別にみると、韓国は主なGSPを万遍なく利用しているが、前節でも確認したように特に日本への輸出が大きい。台湾はEECのそれが認められていないにもかかわらず、米国への圧倒的なGSP輸出と日本への大量の輸出から、全体として世界第2位の受益国となっている。香港はEECと米国でかなりGSPを利用しているが、日本へは少ない。ラテン・アメリカ NICs のGSPでは、ブラジルが対米輸出の2倍の対EEC輸出をしているのに対し、メキシコは逆の構造になっていることがわかる。

ところで、GSP主要受益国のGSPと総輸出との関係はどうなのか。第12表は、76~80年の受益国別の総輸入とGSP輸入の伸びを比較し、かつ各国からの総輸入に占めるGSP輸入のシェアをみたものである。全受益国からの平均輸入伸び率は20%だが、GSPのそれは27%である。総輸入に対するGSPのシェアは8.3%であった。10大受益国を中心にみると、GSPの伸びは総輸入の伸びより大きい。11~20位の受益国グループおよび最貧国グループのそれと比べると、2つの伸び率の間の格差は小さい。先に利用したEECのGSP研究はその分析の中で、「NICsの輸出力の真因はGSPの供与によるのではなく、多くの市場での価格および非価格競争上の優位にあった。このことはもちろん、NICsがやはりGSPから利益を得ているという可能性を排除するものではない」³¹⁾と述べていた。実際、総輸入とGSPの伸びの差が小さいことは、GSPが輸出を主導するというよりも、むしろGSPを利用して輸出競争力を強めたということになろう。EECの分析で得られた評価は、GSP全体にもそのまま適用できるのである。この点で、輸出の絶対量が小さいにしても最貧国では両者の伸び率に開きがみられ、同時に総輸入に占めるGSPシェアが大きく、GSPの輸出促進効果がかなり大きいことが推測される。10大受益国はGSPの伸び率自体も平均以下で、3つのグループ中最低である。主要受益国のGSP利用集中度は依然相当高かったが、ここからは全体として10大受益国のGSPシェアの最近の低下が確認される。総輸入に占めるGSPシェアでは平均の3倍以上の18.9%に達し、この点では他のグループより高率である。国別では特に韓国、台湾、香港、インド、ユーゴからの輸入で高率である。ちなみに、10大受益国のGSP全体に占めるシェアは66%であるのに対し、全受益国からの総輸入に占める10大受益国のシェアは29%である³²⁾。つまり、主要受益国はGSPを集中的に利用するだけでなく、輸出構造それ自体がGSPに適合的であったことがわかるのである。

再度、GSPの受益国にとっての効果を考えてみよう。80年の米大統領報告は、「輸出面で(米国のGSP利用から)最も成功したのは、東アジア、特に台湾、韓国、マレーシアおよびシンガポールである。調査の結果をみると、全体の地理的分布では、アジアの受益国がGSP

31) Borrmann *et al.*, *op. cit.*, p. 64. 但し、ここでのNICsの定義は本稿が従うOECDによる10カ国の定義とは異なる。しかし、そのカバーの範囲では若干の相違があるだけで、実質的な差はない。

32) OECD, *op. cit.*, p. 52.

を活用することに最も成功している。韓国では政府は、GSPが中小企業の育成に役立ち、全体の輸出に占める繊維製品や履物の役割を減らすのに役立ったとしている。マレーシアでは、原材料から関連軽工業製品への輸出の多様化が指摘され、シンガポールは、国内の付加価値の伸びや技術の向上を指摘した。台湾は、GNPの6%はGSP輸出によるものであり、GSPによる米国への輸出品目は1976年から79年の間に50%伸びた、と述べている。投資と雇用の関係では、ヨーロッパ、中近東、アフリカ諸国ではGSPの促進効果はあまりみられなかったが、「台湾、韓国、香港、シンガポールおよびマレーシアで、GSPによる投資と雇用の増加率が指摘されている」³³⁾。一般に、GSPの効果について、輸出の促進とその多様化が謳われる³⁴⁾が、GSPの効果は計量化できないにしても、とりわけ主要受益国の輸出促進、多様化に果たした役割は決定的なものといえないまでも、小さくなかったであろう。

ここで、GSPの原産地規則 (rules of origin) に触れねばならない。これは主に、先進国による他の先進国へのGSPを利用する第3国経由の輸出を、即ち、再輸出によるGSP利用を規則するもので、受益国がGSPを利用する場合、輸出品に当該国での最小限の加工条件が付されている。原産地認定には2つの方式があり、1つは加工基準で、基本的には輸入材料を利用する場合GSP供与国の関税品目の変更がGSP適用の基準となる。EEC、日本、オーストリア、ノルウェーなどがこの方式を採用している。マレィは、EECのGSPがこの最小限加工条件により受益国に事実上特惠待遇を拒否してきた事例として、輸入トランジスターを使ったトランジスターラジオをあげ、プラスチック製品も規制が改正されるまで輸入プラスチック原料を使う同製品にGSPが適用されなかったことを指摘している³⁵⁾。もう1つは付加価値基準で、米国、オーストラリア、カナダなどが採用している。製品の輸出価格における現地の付加価値合計が35%以上の場合、GSPが適用される。つまり、GSPが適用されるためには輸入原材料、部品の割合は、輸出価格の65%を超えてはならない。

但し、一般にこの原産地規則には注目される2つの例外規定がある。「自国関与規定」(donor country content) と「累積原産地規定」(cumulative origin) である。自国関与規定はオーストラリア、カナダ、日本などが設けていて、受益国が当該国の輸入原材料を用いた製品を逆輸出する場合、その輸入原材料は原地で生産されたものとみなされる³⁶⁾。日本の場合、革、かばん、毛皮、帽子、ガラス繊維など12品目(CCCN 4桁ベース)を除く製品について自国関与規定が適用される。近年、日増しに韓国へのGSP規制の声が高まる中で韓国の関係者が「韓国の輸出商品には、日本から購入した原材料や部品が組み込まれているものが相当あり、

33) ジェトロ訳「米国の一般特惠……」37—38, 39ページ。

34) EC Study Researched and Written by Malcolm Subhan, *The EEC's Trade Relations with Developing Countries*, EC, Europe Information (Development), 1985 (X/42/85), p. 52.

35) マレィ, 前掲書, 116ページ。日本の原産地規則について詳しくは、岡監修, 前掲書, 96—97ページ参照。

36) OECD, *op. cit.*, p. 26.

韓国の対日特恵輸出が拡大することで、日本企業もその恩恵にあずかれる」³⁷⁾との反論もみられるが、ここには原産地規則、自国関与規定を通じるGSP供与国と受益国との関係の一端が示されているのである。

「累積原産地規定」は、創設時にはどのGSPにも規定がなかったが、UNCTADでの討議を経てEEC、EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)、日本、米国、カナダへと導入されていた。これは受益国間、あるいは一定の受益国間で加工・製造されたものは輸入品であっても原産地加工とみなされる規定である。EECは75年、申請による承認の手続きを経てASEAN、CACM(中央アメリカ共同市場)、アンデス・グループにこれを認めた。しかし、最貧国には今日までこの規定は認められていない³⁸⁾。日本は78年にASEANに対して認めている³⁹⁾。米国の累積原産地規定は「正式の自由貿易地域ないし関税同盟を形成している発展途上国連合に対し」適用され、アンデス・グループ、ASEAN、CARICOM(カリブ共同体)に承認されている。だが、この場合、最小限加工基準は35%から50%に引き上げられる⁴⁰⁾。オーストラリア、ニュージーランドのそれは「すべての発展途上国」に適用され、カナダも今日同様と思われる⁴¹⁾。

ところで、GSPの原産地規定との関係で興味深い事例が、米国の上院公聴会資料のなかにみられる。80年にこの公聴会に提出された米国電子工業会(EIA)の陳述書は、米国のGSPの適用には少なくとも35%の受益国の付加価値がなければならないが、65%は他のところのものでよい。「それ故、暗黙のうちに米国に無税で参入する品目に、米国以外の製品、労働を統合することを奨励している」ことになるという。そこで、米国は発展途上国または米国以外の先進国の製品を受益国が利用する場合、その割合が米国のそれを超えないようにGSPの「コンテンツ」条項を改正すべきだと提案した。例えば、「もしある品目の価格の40%が受益国で生み出され、30%が仮りに日本製品ならば、その場合、30%は米国製品でなければ、……GSPの適格品とはならない。換言すれば、少なくともどんな非LDC(低開発国)製品も半分は米国製品でなければならない……そうでなければ、一般の最恵国関税が課されよう。もし、価格の幾らかが米国製品であるなら、その時は関税条項806/807がその部分を無税にするのに役立つ。GSPの趣旨と関税条項806/807の実施との間には補完関係が有るのである」⁴²⁾と。米国のGSPは日本やカナダのそれとは異なり、自国関与規定はなかったが、米国のNICsからのGSP輸入には、日米をはじめとする先進国製品が相当程度組み込まれ、同時に、先進国資本間での激しい確執が窺われるのである。そして、先進国のGSPが現産地規則や自国関与規定によって米国のオフショア関税条項と同じ機能を果たしており、GSPの多国籍企業を

37) 岡監修、前掲書、97、232ページ。

38) Borrman *et al.*, *op. cit.*, pp. 45, 51.

39) 岡監修、前掲書、86ページ。

40) マレイ、前掲書、124ページ。

41) OECD, *op. cit.*, pp. 26—27.

42) United States Senate, *Review of the U. S. Generalized System*……, pp. 248—9.

はじめとする先進国企業との複雑な関係をみてとれるのである。なお、EECのGSPが累積原産地規則を最貧国に認めないことも、以上のような視点から考えるとき、改めて納得がいくようにも思われる。つまり、EECの企業にとってその規定を最貧国に認めても利益にならないということであろう。

要するに、GSP供与各国間でのその意義は異なるにしても、NICsがGSPの圧倒的部分を占有した背後には、かなりの程度先進国の多国籍企業やその他の企業の受益国を利用した活動をみてとれるのである。再三利用してきた日本のGSPの研究報告はその補論で、一般特惠関税制度の経済効果として韓国、台湾との貿易上の強い結合関係を確認し、その後次のように続けている。「アジア NICs の工業発展を支えた一つの要因は、日本からの直接投資や資本財、中間財の供給にあったといわれており、一般特惠の存在が日本からの投資活動を支援する一つの要因になったことも考えられる」⁴³⁾。GSPの背後には、多国籍企業を中心とする先進国資本の逆輸出や先進第3国への迂回輸出などを目的とする複雑な直接投資の促進機能さえもあったように思われるのである。

III 80年代の一般特惠関税制度：「卒業条項」と NICs

1970年代に入って実施に移されたGSPの受益国は、NICsを中心とする一部の国に集中していた。ところが、70年代後半には既に、これら特定受益国へのGSPの規制、適用除外が強まるようになる。77年のEECのGSP打ち切り（あるいは国別最高限度額）の91%が主要12ヵ国に課され、日本の主要12ヵ国のこの数値は100%であった。米国の競争力条項によるGSP除外は主要12ヵ国で80%を占めている。「この3つの制度で最も影響を受けているのは香港、メキシコ、韓国、台湾、ユーゴスラビアで主に電気機器、繊維、履物およびその他の軽工業分野」であった⁴⁴⁾。他方、GATTの東京ラウンドで問題にされた「卒業条項」(graduation)の主要受益国NICsへの適用論議は、80年代に入って益々活発となる。ちなみに、「卒業条項」は、より進んだ南側諸国、即ちほとんどNICsの「一方的関税上の利益」を段階的に廃止し、GATTの一般的ルールに従わせることである。OECDも米国の強い主張を受け、これらの国にとってGATTへの完全加盟と一方的関税上の利益の段階的停止とが長期的利益であり、これによって他の先進国市場やNICs市場へのアクセスが保証される。また、それらの国の市場開放は、他の南側諸国に市場を開放することで、南南協力に貢献大である、と訴えている⁴⁵⁾。

実際、米国は「卒業条項」にとりわけ注目し、米国の1974年通商法第505条の規定によって80年4月に議会に提出されたカーター大統領報告も上述の主張を展開した。その頃より、産業界、議会から「卒業条項」への要求が強く叫ばれるようになるのである。同年12月の上院公聴会での或る意見陳述を紹介してみよう。「少なくとも5大受益国——台湾、韓国、香港、ブラジ

43) 岡監修、前掲書、319ページ。

44) ジェトロ訳『米国の一般特惠関税……』18ページ。

45) OECD, *Development Cooperation, 1982 Review*, pp. 42—43.

ル、メキシコ——は今日卒業して1つの発展段階に進んでいることに、十分注意が向けられるべきと思う。この段階では、明らかに米国市場で競争上の地位を確立していて、もはや米国に輸出する上でGSP免税扱いによる利益は不要である。「われわれは例えば、日本が当時発展途上国と一般にみなされていた1950年にもGSP制度が始っていたとしたら、一体どうなただろうか、と考えるべきである。一体過去30年間のいつの時点で、日本を適用リストから外すことが“よかった”のだろうか」と問い、5大受益国の「卒業」を訴えている⁴⁶⁾。86年6月の米国軸継ぎ手部品連合会 (American Couplings Coalition) の代表も、韓国と台湾は工業部門の幅広い領域で先進国と対等の競争力を有し、両国が受益国の立場を終了し、先進国と対等に扱われる時期が到来している、と証言している⁴⁷⁾。こうして、1984年通商法の改正では、十分な競争力を持つ品目のGSPを解除する、1人当たりGNPで9000ドルを超える国は大統領の裁量権を待たずに2年の経過期間の後卒業させる、などの規定が組み込まれたのである⁴⁸⁾。

当然にも、受益国の対応はGSPの維持である。86年上院公聴会に提出された在米韓国大使館の陳述は概そ以下のように反論している。韓国の雑製品、玩具、皮革製品、木製家具、装飾用宝石などの雑製品のほぼ半分は中小企業の輸出である。中小企業は低投資、低生産性、高労働集約が特徴で、中小企業の労働者数は全体の55%にも達する。そのため「これら中小企業にとって100万ドルの輸出の減少は150人の低技能労働者の減少となる。韓国のGSPの取り消しはそれ故、最も利益の小さい労働者の間に不釣り合いな失業増加を起し、GSP撤回のもつ結果は、経済的社会的にはもちろん人道的にもとりわけ深刻であろう」という。更に、韓国は未だ先進国ではなく、1人当たりGNPでもメキシコ、アルゼンチン、イスラエル、ブラジル、シンガポールなどが韓国と同じかそれ以上であること、深刻な累積債務問題があること、そして最後には、北朝鮮からの共産主義の脅威を膨大な防衛予算——政府財政の3分の1以上でGNPの6%——などの概そあらゆる理由を指摘して、GSPの存続を主張している⁴⁹⁾。台湾についてみると、80年上院公聴会での台湾対外貿易局 (Board of Foreign Trade) を代表する2人の弁護士の陳述では、台湾のGSP輸出はGNPの6%であり、「GSPが台湾の輸出指向型工業の構造に主要な影響をもつことは否定しえない」とする一方、台湾の輸入拡大のための対米買付け団の派遣に言及している⁵⁰⁾。そこでは、その実績を挙げつつ、「台湾がそのような

46) United States Senate, *Review of the U. S. Generalized System of……*, pp. 226, 228.

47) United States Senate, *Generalized System of Preferences: Hearing before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance*, June 17, 1986, p. 135.

48) *Ibid.*, pp. 194—195; *United States Code, op. cit.*, p. 5105.

49) United States Senate, *Generalized System of Preferences……*, June 17, 1986, pp. 172, 174.

50) United States Senate, *Review of the U. S. Generalized System of……*, p. 86. なお、台湾の対米買付け団は、1978年以来86年まで、11回派遣され、米国から約80億ドルの買い付けを行っている (U. S. House of Representatives, *U. S. Trade Relations with Asia: Report of a Staff Study Mission to Korea, Taiwan, Hong Kong, China, Thailand, Singapore, and Indonesia*, February 1987, p. 10).

買付け国を他のどの国にも送っていない」と台湾の努力を訴え、同時に、78～79年の米国の台湾輸出が37%伸びたのに対し台湾からの輸入が半分の18%の伸びだったことをあげ、そこから「GSPは台湾の米国への輸出力を高める限りにおいて、それに見合って台湾の米国からの輸入能力をも高めている」。「その上、米国会議のGSP5ヵ年実績報告が記すように、台湾は他のアジアの受益国と共に、特惠待遇の結果として実質的な投資の増大を経験した⁵¹⁾」として、GSPの米国にとっての意義をも訴えている。もっとも、米国政府の「卒業条項」に対する姿勢は、議会や関連業界などからの激しい実施要求にも拘らず今日まで一貫して慎重であった。80年のカーター大統領報告では、「米国は、一方的に『卒業条項』を実施することはできない。本件に関する国際的なコンセンサスを得なければならず、……発展途上貿易相手国とともにこの目的に向かって努力しなければならない⁵²⁾」と表記され、86年の両院合同経済委員会の韓国経済報告でも、GSPの一方的撤回は相手国との政治問題を引き起こす。それ故、政府は、貿易不均衡をもつこれらの国（韓国）からの「補足的な貿易利益の交渉にGSPを利用し続けている」と指摘し、「卒業条項」の実施のために、米国の5大受益国との多国間交渉が提案されている。「卒業条項」は今や、米国のNICsに対する不公正貿易是正のための交渉手段の1つになっていることがわかるのである⁵³⁾。

EECのGSPに移ろう。前章でみたように、その輸入で主要受益国の割合は確実に低下していた。事実、70年代末より最貧国への特別措置が強化された。79年と80年に、最貧国からのGSP輸入はほぼ完全に自由化された。GSP対象品目とされながら有税の農産物の特惠マージンは拡大され、繊維などの工業製品に対する数量規制も撤廃されている。その他に、最貧国への「特別措置は益々多くの農産物をカバーするよう拡大されている⁵⁴⁾」。EECの主要受益国に数えられない南イエメン、ハイチ、バングラディシュなどは、EEC輸出に占めるGSP輸出シェアが非常に高かった（第7・8表）が、これは以上のようなGSPの運用上の変更によるものであった。

日本のGSPも米国、EECのそれと同じく、主要受益国のGSPの制限と最貧国への特別措置が採られるようになっている。第1図は、例外品目、事前割当品目などの推移を示すが、MFN関税の2分の1の関税の課されるSP品目が創設時の57品目から85年には36品目に減るのとは対照的に、例外品目、事前割当品目がこの間約2倍増となる。これらの品目は繊維が中心で、労働集約的製品の依存の大きいNICsからの輸出に影響大であったであろう。84年の改

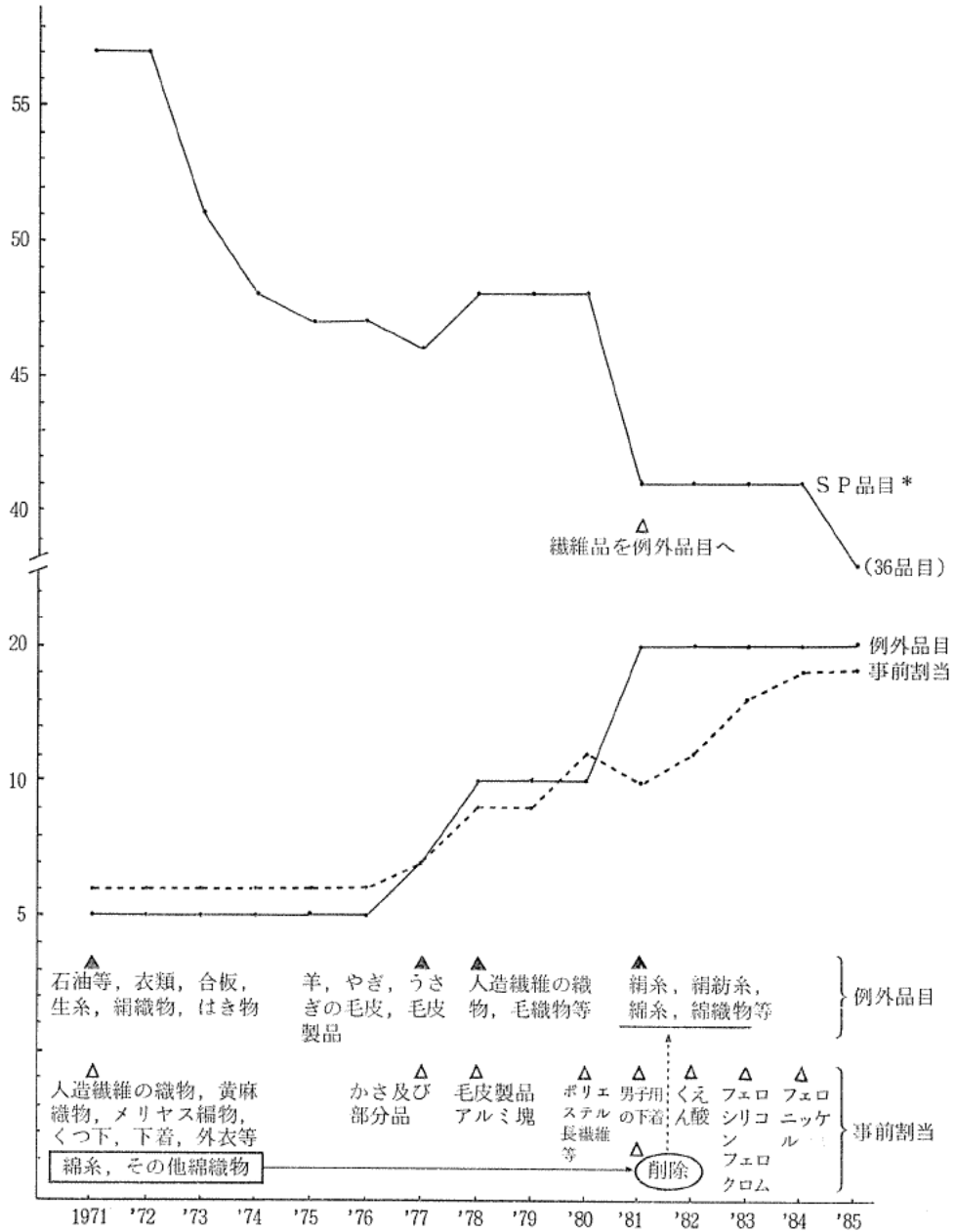
51) *Ibid.*, p. 88.

52) ジェトロ訳『米国の一般特惠関税制度……』73ページ。

53) Congress of the United States (Joint Economic Committee), *The Korean Economy in Congressional Perspective*, October 27, 1986, p. 12. もっとも、レーガン政権は本年(1988年)2月29日、アジアNICs4ヵ国に対するGSP供与を明年1月2日をもって解除すると決定した。これについては、本稿の〔付記〕を参照のこと。

54) Borrmann *et al.*, *op. cit.*, p. 43.

第1図 例外品目、事前割当品目および SP 品目の推移



(注) * SP 品目とは、MFN (最恵国) 関税の 2分の1 をもって特恵税率とするもの。
 (出所) 第1表に同じ。109ページより引用。

正では、シーリング枠の頭打ちが2分の1から3分の1に下げられた。引下げの理由は、「GSPのシーリング方式の下では、台湾、韓国、中国等の先発開発途上国からの輸入で限度枠が満たされてしまうと特惠適用が停止され、後発開発途上国に受益が均霑されない」ため、3番目以下の受益国にGSP受益の機会を与えるためである、という。「もっとも、総限度枠も平均50%増にして、既成の1、2番目の受益国の特惠適用枠が減少しないようにしてある」と一程の配慮もみられるが、韓国からは輸出の規制だとの批判があることは、同じ報告書の別の箇所指摘される通りである⁵⁵⁾。主要受益国とは対照的に、最貧国に対する特別措置が80年から実施され、これらの国に対し現在、農水産品で例外1品目(密ろう)を除く74品目でエスケープ・クローズによる無税特惠が供与されている。工業製品でも例外1品目(黄麻糸)を除く全品目で、無税特惠が供与され、一般のシーリング枠とは別枠のエスケープ・クローズ方式で運用されている。80年度は総受益国117ヵ国・29地域のうち29ヵ国が特別特惠受益国に指定され、85年度では123ヵ国・25地域のうち34ヵ国で認定されている。なお、特別特惠受益国認定の条件は、国連総会で最貧国(LLDC)に認められ、かつその待遇を申請した国のうち、日本政府が適当と認め政令で定めた国である。85年現在、(i)1人当たりGDPが285ドル以下で、GDPに占める製造業シェアが10%以下か、(ii)1人当たりGDPが285~340ドルでは、製造業シェア10%以下で、文盲率が80%以上の国である⁵⁶⁾。

先進国はNICsがほぼ独占的にGSPを利用し受益することに対し、益々規制色を強める反面、最貧国に目が向けられるようになっていく。逆説的だが「卒業条項」の適用問題は、主要受益国=NICsが決してGSPに全面的に依存して輸出を伸ばした訳ではない⁵⁷⁾ 故に、不況下に喘ぐ先進国の関連業界や議会、政府にとって、更に重要な課題となっているといえるかもしれない。しかし、一度実施に移されたGSPの一方的撤廃は本章でみたように、その政治的刺戟が大きく、また、先進国の多国籍企業をはじめとする先進国企業との利害も絡って容易でないだろう。それ程遠い将来でないにしても、GSPの供与国、受益国双方が互いに合意しうる相当に客観的な発展の指標が得られるまで、「卒業条項」問題は残り、むしろNICsへの規制の強化が進められよう。だが、それにも拘らず、「卒業」まで、NICsは主要受益国であり続けるように思われるのである。

おわりに

GSPは各供与国の輸入にとってそれ程大きな意義をもたなかったにせよ、NICsにとって

55) 岡監修、前掲書、130、230ページ。

56) 前掲書、78-79、87ページ。

57) これは、第1章及び第4表で触れたように、GSPの適格品目とGSP適用輸入の受益国からの輸入伸び率が共に非常に高かったことの1つの解釈である。受益国の輸出の伸びは決してGSPの枠に止まらず、それを超えていることは注目されねばならない。そこからGSPの意義と限界が明らかになるように思われるのである。

は、そこから全体として大きな受益を実現してきたといつてよい。とりわけ、石油危機後の世界不況下で GSP が発展し、NICs が順調にそれを利用し先進国市場にアクセスできたことは、NICs が不況下で既存の先進国市場を確保し、そのショックを緩和させる 1 つの主要な要因となったように思われる。GSP は先進国の多国籍企業とも一定の関わりをもって、70年代の NICs の発展を支える 1 つの基本的制度であったと結論してよいであろう。

ところで、1974年の国連資源総会で可決された新国際経済秩序 (NIEO) 宣言を頂点とする南側の攻勢が、GSP の実現に果たした役割は決定的である。そして、60年代の UNCTAD の主要議題が GSP であったように、当然にも GSP は南側の天然資源の恒久主権と共に、発展のための中核的位置に据えられるものであった。このことが確認されるならば、NICs の成長の背後には、南北問題という戦後の国際政治経済の力学が働いていたことになる。本多健吉氏は、氏の著書『資本主義と南北問題』の中で「植民地の独立と民族国家の成立」した「この時代を、資本主義世界経済史の中で 1 つの歴史的小段階を劃するもの (「ポスト・コロニアル・エイジ」)⁵⁸⁾ とされ、南北問題の意義を強調されていた。NICs の成長は、正にその歴史的条件下で生じたことに思い至るのである。この事実は多くの NICs 研究が見すごしてきた論点のように思われるので、強調する必要がある。

それにしても、何故、南北問題の文脈それ自体が南側の分解を生み先進国との利害の一致を強める NICs をもつたら支えることになってしまったのか。マレイは、1970年の貿易量でみて、GSP の約半分を台湾、メキシコ、ユーゴスラビア、韓国の 4 ヶ国が占め、9 ヶ国では 70% 以上を占める計算になることは予めわかっており、これら主要国の輸出力が当初より問題であったが、結局、「GSP の恩恵を公平なベースで分配するためにほとんど何の工夫もなされなかった」⁵⁹⁾ という。最も貧しい南側諸国が GSP を利用するには、低技術水準の繊維や皮革製品をカバーしなければならない。にも拘らず、それは競争力のある一部の発展途上国からの先進供与国への輸出攻勢が予想される故に、それらの製品が GSP から外されることになったのである。彼は、もし「GSP がおよそ 50 の最も貧しい発展途上国および属領にのみ限定されたプログラム」だったなら、GSP は「加工および半加工農水産品を含めて、すべての製品および半製品をカバーする無差別 (50 ヶ国にとって)、無税のプログラムになったであろう」⁶⁰⁾ と推測している。そのような仮定が現実性をもったか否かは、更に検討を深めねばならないが、NICs を中心とする特定の受益国がもつたら受益することは、南北交渉の過程で十分に予想されるものだったといえる。第 1 回 UNCTAD の GSP 交渉過程で、南側諸国が受益国の認定を自己選択によるべしという主張を断念し、供与国側の自由裁量を認めたことや、農産品が最終的に除外された調停案をアフリカ諸国が拒否していたことを思い出すが、ここには、南北交

58) 本多健吉『資本主義と南北問題』新評論, 1986年, 2ページ。

59) マレイ, 前掲書, 78ページ。

60) 前掲書, 77—79ページ。

渉の政治力学の下で最貧国が切り捨てられる姿が示されていたことになる。いつの時代も同じ光景が繰り返えされる面を否定しえないが、南側の理念が支えた NICs の発展は、そのことにより理念と現実の決定的乖離を生むことによって、南北問題の枠それ自体を崩壊させることになったといえそうである。「南」、「第三世界」の概念自体の崩壊が叫ばれる今日⁶¹⁾、南側は改めてその団結のあり方が問われている。換言すれば、南側の分解が進んだ今、ポスト・コロナリアル・エイジとしての「南北問題」の第1段階は、確かに歴史的進歩を勝ち取りながらも、OPEC に加えて NICs を生み出すことによって終りを告げられているように思われるのである。

〔付記〕

本稿執筆後、米レーガン大統領は本年1月29日、アジア NICs 4カ国（韓国、台湾、香港、シンガポール）への GSP 供与を1989年1月2日をもって廃止する決定を下した。アジア NICs が、いわゆる「三低」景気による対米貿易の大幅な黒字を積み上げる中で、このホワイトハウスの声明は驚きをもつものではなかった。また、日経新聞によると、EEC も韓国の鉄鋼製品について、この2月15日より GSP を撤廃したと発表している。韓国に対しては、EEC は既に今年初めから他の製品についても米国の知的所有権の優遇扱いに抗議して GSP を打ち切っている（日本経済新聞、1988年2月17日付）。今後、他の供与国によるアジア NICs に対する GSP の廃止、「卒業」は一層拍車がかかりそうである。

日経新聞によると、米国の GSP 解除に対する NICs の「反響」は、シンガポールを除き、一般に冷静である。シンガポールでは、昨年の米国との通商会議で国内の著作権保護法を整備する代わりに GSP を継続するとの約束があったこともあって、強い反撥が示されているのだという（同上紙、1988年1月29日付）。*フォーエースタン・エコノミック・レビュー*誌も、米国の決定に対し「失望の声明はあったが、NICs 4カ国のどこでも大きな損害はないであろう」と報じている。むしろ、「驚くべきことではないが、最大の反対の声は、無税の輸入品を年間500億ドルも販売している製造業のグループである米国 GSP 産業界連合（the GSP Coalition of US Businesses）から上っている」のである（*Far-eastern Economic Review*, 11, Feb., 1988）。ここには、GSP と多国籍企業、先進国企業の国際的生産活動との関係が改めて認められる。

本稿でみてきたように、アジア NICs の輸出型成長は、GSP による輸出の枠を超えて実現されていた。米国を中心とする GSP の撤廃は、アジア NICs に決定的影響を与えるものではないであろう。GSP が NICs の発展にもった最大の意義は、とりわけ、1970年代の石油危機後の世界不況下で先進国市場へのアクセス、輸出の維持を達成させた側面にあった、ということができるのである。

61) 例えば、Nigel Harris は、「第三世界」という概念が、今日単に1つのグループの意味で用いられるにすぎなくなり、その用語が発生した1940年代末から50年代に持っていた政治的な意味を失ってしまった、とした。そして、その原因を NICs の成長を生んだ世界経済の構造が国民経済の発展の旧来の概念を相互依存的なものに置き換えた、という側面に注目している。

Nigel Harris, *The End of the Third World: Newly Industrializing Countries and the Decline of an Ideology*, I. B. Tauris & Co. Ltd., 1986.